平成２２年（フ）第２８８９号
名古屋市東区矢田１丁目９番29号
破産者　株式会社東興
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４０６号
名古屋市港区十一屋２丁目337番地
破産者　有限会社村上土木
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４４０号
名古屋市熱田区千年１丁目21番３号
破産者　株式会社スギヤマ
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４６０号
愛知県小牧市大字小牧原新田字寺裏2392番地
１　スカイルコスモスＢ201
破産者　有限会社ＮＰＲ
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０９７号
大阪市中央区久太郎町２丁目３番８―301号
破産者　株式会社都市設計
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５９２号
大阪市天王寺区勝山３―14―14―502、商業登記簿上の本店所在地大阪市天王寺区寺田町１丁目６番７号
破産者　有限会社エービー
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４４０号
大阪府東大阪市西堤本通西２丁目５番39号
破産者　不二耐久工具株式会社
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４８０号
大阪市北区芝田１丁目10番10号芝田グランドビル704
破産者　株式会社アート・キャリア・スタッフ
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９１９号
大阪市西区江戸堀３丁目１番19号
破産者　株式会社ファーストエージェント
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７４号
大阪府富田林市寺池台１丁目９番55―604号
破産者　有限会社南山商店
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５２５号
兵庫県美方郡新温泉町湯1599番地の１
破産者　有限会社八田屋
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２７号
兵庫県明石市松の内１丁目13番地の６
破産者　株式会社イケダコーポレーション
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９号
兵庫県たつの市神岡町追分406番地、商業登記簿上の本店所在地兵庫県たつの市神岡町追分255番地
破産者　有限会社勝栄建設
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２０年（フ）第１８４号
岡山県和気郡和気町大田原100番地
破産者　株式会社哲多産業
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４９０号
愛知県稲沢市福島町中之町30番、商業登記簿上の本店所在地愛知県稲沢市高御堂１丁目15番17号
破産者　株式会社ＩＴＳ
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第３４５号
広島県東広島市黒瀬切田が丘３丁目８番７号、破産手続開始決定時の住所三重県津市大谷町59番地15
破産者　猪俣　公市
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６０号
長崎県長崎市大黒町８番５号
破産者　旭栄食品株式会社
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙2538番地の１
破産者　有限会社宮崎鉄筋工業
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２２２号
千葉県山武郡大網白里町北今泉1164番地２
破産者　有限会社日光商会
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６９８９号
東京都足立区中央本町４丁目８―４
破産者　藤谷　　優
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６９９８号
東京都中央区東日本橋２丁目23番３号
破産者　株式会社トスティ
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９０２号
千葉県浦安市猫実１丁目10―１―102
破産者　町山　征雄
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部